

真総情第 33 号

令和 7 年 11 月 14 日

教育長 瀬瀬 仁志 様

真鶴町情報公開・個人情報保護審査会
会 長 今 村 哲 也

答申書の交付について

真鶴町情報公開条例（平成 13 年真鶴町条例第 18 号）第 16 条の 2 の規定に基づく次の
諮問について、真鶴町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 5 年真鶴町条例第 3 号）
第 4 条第 2 項の規定に基づき意見を建議するため、別添のとおり答申書を交付します（令
和 7 年度答申第 2 号）。

- 1 諮問番号：諮問第 35 号・諮問第 36 号
- 2 事 件 名：諮問第 35 号 行政文書公開請求の諾否決定に係る審査請求について（令和
6 年度真総情第 9 号）
諮問第 36 号 情報公開に関する制度の改善等について（令和 6 年度真総情
第 9 号）

諮問番号：諮問第35号・諮問第36号

審査庁：真鶴町教育委員会教育長（教育課社会教育係）

処分庁：真鶴町教育委員会教育長（教育課教育総務係）

答 申 書

審査請求人からの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

真鶴町教育委員会教育長が令和6年9月4日付け（真総情第9号）で行った真鶴町情報公開条例（平成13年真鶴町条例第18号。以下「情報公開条例」という。）に基づく非公開決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、本件審査請求を棄却することが妥当と判断する。

第2 事案の概要

1 情報公開請求対象文書

2024年度の教育委員会会議の内、全教科の教科書採択を審議・決定した日（8月7日）の録音

2 本件処分及びその理由

真鶴町教育委員会教育課（以下「処分庁」という。）は、当該請求内容である録音データについては、当該請求日から本件処分の日までにおいて不存在であることから、行政文書非公開決定処分（物理的不存在）を行った。

なお、本件処分は、当該請求対象文書である「2024年度の教育委員会会議の内、全教科の教科書採択を審議・決定した日（8月7日）の録音」について、実施機関が行った全教科の教科書採択に係る会議は令和6年7月31日に開催したものであるため、同日程に開催した会議について回答を行った。

3 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

4 事案の経緯及び審査会への諮問までの経過

令和6年7月31日：第2回足柄下採択地区協議会が開催され、足柄下郡3町（箱根町湯河原町、真鶴町）における教科書採択が行われた。同日、7月教育委員会定例会において真鶴町での教科書採択・承認が行われ、処分庁は、会議終了後に上記定例会の音声保存及び「一時保存（1週間）」フォルダ内へのデータ移動を行った。

同年8月6日：処分庁は上記定例会の議事録について起案を行い、同日に決裁された。（決裁権者：教育課長）

同年8月7日：「一時保存（1週間）」フォルダの設定により、上記定例会の音声データが自動消去された。（最終更新日から7日後の午前4時）

同年8月22日：総務防災課は、情報公開請求人からの「全教科の教科書採択を審議・決定した日の録音」に係る行政文書公開請求書を収受した。

同年8月27日：処分庁は、当該情報公開請求に係る非公開決定（物理的不存在）の起案を行い、同年8月28日付けで同起案の決裁（決裁権者：教育長）を受けた。

同年9月5日：処分庁は、情報公開請求人に対し、消去日を付記したメモを同封した行政文書非公開決定通知を郵送した。

同年9月24日：審査庁は、情報公開請求人より審査請求書を受理した。

同年9月30日：実施機関は、町長室システム担当と「一時保存（1週間）」フォルダの設定確認及びデータ消去日時の再調査を行った。

同年10月上旬：審査庁は、本件審査請求に係る諮問の判断として、同年11月中旬ごろまで処分庁及び審査庁のすみわけの検討及び処分にかかる課題の洗い出し等を行った。

同年11月下旬：処分庁は、平成8年4月以降に開催された計374回の教育委員会定例会について、真鶴町教育委員会会議規則（昭和36年真鶴町教育委員会規則第1号）第23条に規定される議事録に関する議決の有無の確認を行い、令和7年2月13日までにすべての会議において議事録に関する議決が行われていないことを確認した。

令和7年2月17日：審査庁は、処分庁に対する弁明書の提出要求に関する起案を行い同年2月20日付けで同起案の決裁（決裁権者：教育長）を受けた。

同年2月21日：審査庁は、処分庁に対し弁明書の提出要求を行った。

同年3月12日：処分庁は、弁明書の提出に関する起案を行い、同年3月13日付けで同起案の決裁（決裁権者：教育長）を受けた。

同年3月13日：処分庁は、審査庁に対し、弁明書（正副1通）及び証拠書類を提出した。

同年3月13日：審査庁は、弁明書の収受並びに、同年3月17日付けで審査請求人への弁明書（副本）の送付及び反論書の提出に関する起案を行い、同年3月19日付けで同起案の決裁（決裁権者：教育長）を受け、同年3月28日付けで審査請求所管部署である総務防災課への合議が完了した。

同年3月31日：審査庁は、審査請求人に対し、弁明書（副本）及び反論書の提出依頼について郵送した。

同年4月28日：提出期限までに、審査請求人からの反論書の提出はなかった。

同年4月30日：審査庁は、真鶴町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）への諮問に関する起案を行い、同年5月12日付けで同起案の決裁（決裁権者：教育長）を受けた。

同年5月12日：審査庁は、審査会に対し、諮問書を提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求書における審査請求人の主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 「廃棄により不存在である」との説明が不合理であること

一般的に、定例で開催されている会議において、ある会議（本件では7月31日の会議）の議事録は、次の会議（本件でいえば8月26日の会議）に先立ち委員に議事録案を交付・送信等し、次の会議において委員からの承認を得るのが通例である。真鶴町教育委員会会議規則第7条には、「会議は、概ね次の順序で行う。(1) 開会(2) 前回会議録の承認((3) 以下略)」と規定されており、処分庁の説明では、「会議録の承認」を得る前に音声データを消去してしまったということになり不合理である。

(2) 行政文書の管理が不適切であること

仮に、開示請求がなされた時点で、処分庁の説明どおり本件音声データが消去されていたのだとすると、行政文書の管理として不適切であるといわざるをえない。会議の音声データは、会議の内容が正確に記録された一次資料であり、翌月の教育委員会会議での「承認」を得る前に消去してしまったのでは、議事録の記載について教育委員から何らかの疑義が提示された場合に、音声データによって確認することができないことになる。また、議事録承認後も一定期間は音声データを保存すべきであると考ええる。議事録が市民に公表され、議事録の記載が正確かつ適正になされているかを検証できるようにすることも必要であり、横浜市、川崎市においては、教育委員会会議の音声データは会議終了から少なくとも1年間は保存するものとしている。

(3) その他

非公開決定通知書同封の説明文書において、「当該情報は、個人的に備忘的記録として録音した音声データ（メモテープ）であり、1の数で使用したものであることから、行政文書（公文書）に該当しない（この見解は解釈運用基準に基づくもの）」との考え方を示している。この見解では、仮に音声データが消去されずに存在していたとしても、行政文書に該当しない、いわゆる「法的不存在」として、非公開決定がなされるということになる。しかし、教育委員会会議の録音は、委員の許可を得たうえで、町の備品である機材等によってなされているものである。また、音声データは、会議録作成の直接の担当職員だけでなく、会議録の正確性を確認するために、上司のかたや、「承認」者たる委員による利用も予定されているものである。（実際に、当該音声データが利用されたかどうかではなく、利用が想定されているかにより判断。）会議録作成のために録音した音声データが、組織共用性のあるものであり、行政文書に該当することについては、複数の裁判例があり、実務上も定着した考え方になっていることから、真鶴町教育委員会がこれと異なる理解をし、運用をしておられるのであれば、直ちに取扱いを改善するこ

と。

2 審査請求書に対する処分庁の主張

処分庁の審査請求書に対する弁明は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書における審査請求人の主張(1)について

記載の事実、認める。ただし、行政文書非公開決定通知書に添付した、消去日を付記したメモでは、音声データを消去した日を、当該音声データを最後に操作した日の1週間後の週末にシステムにより自動消去されたものと認識していたことから8月16日(金)としてお知らせしたものであるが、令和6年9月30日(月)に実施機関が改めて調べたところ、最終更新日から1週間後の8月7日(水)午前4時にシステムにより自動消去されたものであることが判明した。しかしながら、請求日時点において存在しない事実には誤りはない。

また、令和6年9月30日(月)開催の令和6年9月真鶴町教育委員会定例会分より、実施機関は議事録への署名を受領するよう改善を行った。

(2) 審査請求書における審査請求人の主張(2)について

記載の事実、認める。ただし、実施機関の公文書の取扱いについては、真鶴町教育委員会文書管理規程(平成15年真鶴町教育委員会訓令第1号)本則の規定に準ずる真鶴町文書管理規程(平成11年真鶴町訓令第2号)に沿って適切に管理しており、本件処分の請求対象となったデータは公文書に該当せず、審査請求人が主張する横浜市教育委員会及び川崎市教育委員会の事例については、本件処分とならん関係のないものであることから、否認する。

(3) 審査請求書における審査請求人の主張(3)について

主張(3)の内容は、情報公開条例第26条第1項に係る事項と思料し、同条第2項の手続きに基づき審査会に対し別に諮問し、意見を求めるものとする。

(4) 処分の内容及び理由について

実施機関において、議事録作成のための音声データの取扱いについては真鶴町情報公開条例解釈運用基準(以下「運用基準」という。)に沿って運用している。具体的には、運用基準に「会議記録を作成するための補助として当該会議の内容を一時的に採録した録音テープ等は、保存の対象となる正規の行政文書でないため、公開請求の対象とすることは適当でない」、「行政文書」から除外するものである。」と記載されているとおりである。なお、情報公開条例第3条第1項第3号に準ずる真鶴町情報公開条例施行規則(平成13年12月14日規則第14号)第2条第1項第1号の規定からも、当該請求対象については行政文書に当たらない。

本件情報公開請求の請求内容である「2024年度の教育委員会会議の内、全教科の教科書採択を審議・決定した日(8月7日)の録音」の対象となる音声データについて見ると、当該会議に出席した実施機関の担当職員が、単独で取得したものであり、かつ専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定しておらず、令和6年7月31日に開催した実施機関が行った全教科の教科書採択に係る会議が午後4時に閉会し、同職員が同会議の音声データを同日に、職員が一時的にデータを格納する、かつ、外部デバイスから取込むデータの格納先である「一時保存(1週間)」という名称のフォルダに格納し、同年8月6

日（火）に当該会議に関する議事録（案）の起案書を作成し、同日に決裁（丙決裁）された後、当該データを当該格納先から他の保存領域へ移動しなかったため、同年8月7日（水）午前4時にシステムにより自動消去となったものであり、本件情報公開請求の日には物理的に存在しない。

なお、この自動消去により消去された一時的なメモテープは、運用基準により請求対象となる行政文書から除外されており、かつ、会議録についての規定は真鶴町教育委員会会議規則第3章に規定されており、実施機関が確認したところ、本件処分の日までに同規則第23条に基づく議決事項はない。また、実施機関において真鶴町教育委員会会議規則に基づく会議録は、電磁的記録（Wordファイル）を用紙に出力した物を正規の文書としており、その文書の取扱いについては真鶴町教育委員会文書管理規程（平成15年真鶴町教育委員会訓令第1号）本則の規定に準ずる真鶴町文書管理規程（平成11年真鶴町訓令第2号）に沿って適切に管理しており、本件情報公開請求の請求内容であるメモテープが本件情報公開請求の日に自動消去により存在していないことは何ら問題がない。

これらのことから、本件処分に対しては手続、内容ともに何ら違法・不当な点はない。

したがって、本件審査請求に理由はなく、審査請求は棄却されるべきと考える。

3 上申書における審査請求人の主張

審査請求人の上申書における主張は、おおむね次のとおりである。

- （1）本件情報公開請求は、教育問題及び情報公開制度に関心をもつ市民が手分けをして、2024年夏の教科書採択の審議・決定をした教育委員会会議の録音データについて、神奈川県内の教育委員会へ請求したものである。その際、情報公開条例・規則により、会議録作成のための録音データを「行政文書」の定義から除外している市町村の教育委員会は外したつもりであったが、真鶴町については既に条例改正がなされているものと誤認し、本件審査請求をしたものである。

以下は、審査会の審査の対象外と存じているが、市民の思いをご理解いただきたく申し述べる。

- （2）録音データ公開の意義について

ア 教育委員会は、地方公共団体の教育行政を担う重要な執行機関であり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」は、地方教育行政の運営における透明性の向上を図るため、教育委員会会議の原則公開を定めている。（同法14条7項）。そして、公開をより実効的なものとするため「教育委員会会議の開催時間や場所等の運営上の工夫を行うことにより、教育委員会会議をより多くの住民が傍聴できるようにすることが望ましい」とされている。（平成26年7月17日付け26文科初第490号文科省初等中等教育局長通知「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」）

イ 本件録音データは教科書採択日のものであり、教育委員会会議の中でも、教科採択が審議される会議は、市民の関心も高く、教科書採択の公正性・透明性の確保の観点から情報公開が特に強く要請されている。

ウ 教育委員会会議を傍聴することは市民にとって必ずしも容易ではない。教

育委員会会議の多くは平日の昼間に開催され、会議日時が定まるのは1か月程度前であることから、仕事その他の差支えのため、あるいは会場に足を運ぶこと自体が難しく、傍聴したいけれどもできないという人も多く、会場での傍聴を認めただけでは不十分である。

- エ 録音データの有用性として、会議の録音データが公開されれば、会場での傍聴ができなかった人も、会議の様子を知ることができる。さらに、会議録は公表されるまで1か月程度はかかるが、録音データであれば会議終了後すぐに正確な会議の内容を知ることができる。

また、会議録は整文され「発言」の文字情報のみが記録されるが、録音データであれば語気や語調、さらには会場の反応なども知ることができるなど、会議録よりも録音データのほうが優れている点がある。

- オ 新型コロナウイルス禍を機に、教育委員会会議もオンラインによる会議開催が行われるようになり、会議がオンライン開催であるか否かを問わず、会議動画のインターネット配信（リアルタイム、録画）も行われるようになっている。（令和2年7月28日付け2初初企第17号文科省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知「オンライン会議システム等を活用した総合教育会議及び教育委員会の会議の開催について」）鎌倉市では、傍聴できなかった市民向けに、教育委員会会議の録音データの貸出しを行っていた。

新型コロナウイルス感染症が沈静化し、会議が会場開催になってからも、会議動画のインターネット配信を行う教育委員会は少なくなく、都道府県では北海道と大阪府、政令市では横浜市、大阪市、神戸市、熊本市が実施している。一般市や特別区についてはネット検索レベルでの調査であるが、千代田区、生駒市、大東市などで実施されており、会議録の作成を待たずに、会議の正確な情報が知りたいというニーズが高いことの現れである。

- （3）会議の録音データを「行政文書」から除外することの問題性について

国の情報公開法・規則等には、会議録作成のために録音した録音データを「行政文書」から除外する旨の規定はない。ところが、神奈川県旧条例・規則には、真鶴町の現行規定と同様の規定があり、県条例を参考にした県内市町村に、全国的にみても特異な規定が広まった。

しかし、神奈川県は2023年4月の改正個人情報保護法の施行に合わせ、情報公開分野と個人情報（自己情報開示）分野とで「行政文書」の定義が異なることはおかしいという判断から、上記の除外規定を削除したこともあり、県内の市町村でも、条例・規則改正が進んでいる。

- （4）真鶴町においても、会議の録音データの情報公開がなされるようになることを願っている。

第4 調査審議の経過

審査会による調査審議の経過は、次のとおりである。

令和7年5月12日：諮問書の収受

同年5月22日：審査庁からの諮問（真鶴町情報公開・個人情報保護審査会第36回会議）

同年6月19日：継続審議（真鶴町情報公開・個人情報保護審査会第37回会議）

同年7月31日：継続審議（真鶴町情報公開・個人情報保護審査会第38回会議）

同年8月28日：継続審議（真鶴町情報公開・個人情報保護審査会第39回会議）

同年10月6日：継続審議（真鶴町情報公開・個人情報保護審査会第40回会議）

第5 審査会の判断の理由

1 インカメラ審理の実施及び結果について

審査会は、録音データの自動消去に関する技術的検証を、以下の6点に関し、インカメラ検証を実施した。

（1）録音から議事録が確定するまでのプロセスの確認

処分庁からは、「審査請求時点での議事録の確定までのフロー図」及び「インカメラ審理時点の議事録の確定までのフロー図」の提出があった。

審査会は、フロー図を紙面で確認し、令和6年9月定例会以降、当審査会の意見を受けて、委員からの署名による承認をもって議事録の完成とするよう改善が図られていることを確認した。

（2）現在使用している記録媒体へ旧領域から移行する際に電算主管課であった、企画調整課からの庁内通知の存否確認

処分庁は、サーバーの記憶容量不足の懸念に伴う不要なデータを都度削除するよう求める庁内通知（約10年前に発出）を探したが、真鶴町文書管理規程（平成11年真鶴町訓令第2号）に規定する保存期間を過ぎており、紙面及び電磁的記録のいずれの様式でも見当たらなかったことから、審査会では、同通知を確認できなかった。

（3）録音データの取扱いについての総務防災課からの庁内通知の存否確認

処分庁からは、「情報公開条例施行にともなう庁内に存在する複数の同一文書の取扱い（原本保存及び副本表示の原則）について（平成13年企画調整課・管理課通知）」及び「真鶴町情報公開条例に基づく諾否決定を行う際のログミーツ等の録音データの取扱いについて（令和6年総務防災課通知）」という2つの庁内通知の提示があった。

審査会は、紙面での庁内通知に基づき、情報公開条例における行政文書の定義と議事録作成用の録音データの運用ルールを確認した。

（4）情報公開請求の対象となった議事録のデータについて、文字起こしアプリケーションを使用して作成した当初データと現在公表している最終データの詳細の検証

処分庁は、当初データがファイルの上書きにより不存在であったことから、最終

データ（議事録本文、議事録表紙、町ホームページ公開に係る起案書）のWordファイルについて、プロパティ画面のスクリーンショットを準備し詳細を解説した。

審査会は、紙面上でのファイル作成日時や更新日時の確認等により、令和6年8月6日に最終更新が行われていることを確認した。

- (5) 当該録音データについて請求日現在、存在していないことが分かるものの確認
処分庁は、会議の行われた令和6年7月31日からおよそ1週間後の令和6年8月8日までの範囲において、タブレットでの録音データを、一時保存（1週間）と名前のついた、古くなったファイルを定期的に自動消去されるフォルダから移動しなかったことが証明できるシステムログと、文字起こしツール内の録音データ保管一覧が分かる該当ページのスクリーンショット及びクラウド上のシステムページを提示し解説した。

審査会は、システムログの紙面確認及び文字起こしツールの操作実演を含む確認により、本件請求対象の音声データが確かに残されていないことを確認した。

- (6) 自動消去についての動作確認

処分庁は、上記（5）の自動消去に係る動作を確認するための作動動画を作成し提示した。

審査会は、動画の確認により、当該フォルダに格納された「最終更新日が1週間以上前のファイル」について、設定された時間で完全にサーバー上から消去され、復元できないことを現認した。

2 まとめ

以上の理由により、本件審査請求については、当該録音データがすでに自動消去され不存在であり、そのことがインカメラ審理により確認することができた。もって、本件不服申立は棄却すべきものと判断し、「第1 審査会の結論」記載のとおり答申する。

第6 付言

1 処分庁の業務改善について

処分庁は、本件審査請求を契機として、真鶴町教育委員会会議規則第3条に規定される教育委員会定例会及び臨時会において、同規則第19条第1項により作成が義務付けられている議事録について、教育委員の署名により承認を行うよう運用を改善し、これに伴い承認されるまでの期間は、当該会議で録音された音声データについても保管するよう運用を改めた。

2 録音データの取扱いについて

上記1により、承認時に疑義が生じた場合は、申出者による音声データの確認をする等、録音データの録音及び保管の目的に組織的共用文書としての性質が生じたことから、以降の当該会議の録音データについては、情報公開請求の請求対象文書として取り扱うことを検討されたい。

3 審査庁の審理事務手続きについて

審査庁の本件諮問に係る一連の経緯をみると、本件審査請求から本件諮問までに約8

か月を費やしており、審査請求に対し「遅滞なく」諮問に付することを求める条例規定（第16条の2第1項）に反しており、これだけの長期間を要する特段の理由があったとは認められない。手続きの遅延は審査請求人への消極的な不利益となる点を考慮し、今後は諮問への手続きの迅速化を図るため、条例を適切に運用することに厳に留意すべきである。

真鶴町情報公開・個人情報保護審査会

会 長	今 村 哲 也
副会長	鈴 木 恵
委 員	湯 浅 文 憲
委 員	兵 藤 知 義
委 員	栢 本 尚 之